

第 7 1 号議案

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定の
専決処分について

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり
専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求
める。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定の
専決処分書

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を
求むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承
のもと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市介護保険法施行条例の一部を改正する条例

八王子市介護保険法施行条例（平成25年八王子市条例第16号）の一部を次
のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者) 第5条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人 <u>又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）</u> とする。	(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者) 第5条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

